神戸市市民福祉調査委員会運営要綱

平成 12 年 4 月 18 日 委 員 会 決 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会条例(平成12年3月条例第 101号)第8条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会(以下「委員会」 という。)の運営に関し必要な事項について定める。

(会議)

- 第2条 委員会に、次の会議を設置する。
 - (1) 計画策定・検証会議 定数 15 名以内
 - (2) 福祉政策会議 定数 15 名以内
- 2 前項に掲げる会議の所掌事務は、別表1に掲げるとおりとする。
- 3 会議に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。ただし、委員長が互選されるまでの間、会議の運営上支障がある場合、会議に属すべき委員 又は臨時委員の指名については、市長が行う。なお、その際は、委員長決定 時に、改めてその承認をとるものとする。
- 4 会議に会長を置き、又必要があるときは副会長を置くことができる。
- 5 会長及び副会長は、会議に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
- 6 会長は、その会議の会務を総理する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長又はあらかじめ会 長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。
- 8 会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選されるまでの間、福祉局長が召集する。
- 9 会議は、会議に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を 開くことができない。
- 10 会議には、必要に応じて部会を置くことができる。
- 11 前項に定める部会の定数は、10名以内とする。
- 12 第3項から第9項までの規定は、部会において準用する。この場合において、「会長」とあるのを「部会長」、「副会長」とあるのを「副部会長」とそれぞれ読み替える。

(専門分科会)

第3条 委員会に、次の専門分科会を設置する。

(1) 民生委員審查専門分科会 定数 10 名以内

(2) 身体障害者福祉専門分科会 定数 15 名以内

(3) 児童福祉専門分科会 定数 30 名以内

(4) 精神保健福祉専門分科会 定数 20 名以内

(5) 市民福祉顕彰選考専門分科会 定数 15 名以内

(6) 介護保険専門分科会 定数 35 名以内

(7) 成年後見専門分科会 定数 10 名以内

- 2 第2条第3項から同条第10項までの規定の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、「会議」とあるのを「専門分科会」と、「会長」とあるのを「分科会長」と、「副会長」とあるのを「副分科会長」とそれぞれ読み替える。
- 3 第1項の各号に掲げる専門分科会の委任事務は、別表2に掲げるとおりと する。
- 4 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、 可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
- 5 専門分科会で決議された事項は、委員会の決議とみなす。

(会議等の公開)

- 第4条 会議は、これを公開する。ただし、委員会の決議により公開しないことができる。
- 2 前項の規定により会議を公開するときは、開催日時等を市民に事前周知するよう努めるものとする。
- 3 公開・非公開の会議に関わらず、会議終了後すみやかに会議録又は会議録要旨(以下「会議録等」という)を作成する。
- 4 会議で使用した資料及び前項の規定により作成された会議録等の写しは 公開する。ただし、個人情報等公にしないことが適当と認められる内容が記録されているものについてはこの限りではない。
- 5 前4項の規定は、第2条に定める会議及び第3条に定める専門分科会に準 用する。

(関係者の出席)

- 第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 2 前項の規定は、会議及び専門分科会に準用する。この場合、「委員長」と

あるのを「会長」又は「分科会長」と読み替える。

(参与)

- 第6条 委員会に参与を置く。
- 2 参与は、市職員のうちから委員長が指名する。
- 3 参与は、会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(代表幹事及び幹事)

- 第7条 委員会に代表幹事及び幹事を置く。
- 2 代表幹事及び幹事は、市職員のうちから委員長が指名する。
- 3 代表幹事及び幹事は、委員会等の所掌事務について委員及び臨時委員を補 佐する。

(庶務)

- 第8条 会議の庶務は、福祉局又は教育委員会事務局において処理する。
- 2 専門分科会の庶務は、福祉局、健康局又はこども家庭局において処理する。 (委任)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、会議及び専門分科会の運営に関し必要な事項は、会議及び専門分科会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則 (平成 13年1月9日委員会決定)

別表は、平成13年1月9日改正。但し、平成12年6月7日より施行する。

附 則 (平成13年7月18日委員会決定)

別表は、平成13年7月18日改正。同日施行。

附 則 (平成15年7月29日委員会決定)

別表は、平成15年7月29日改正。同日施行。

附 則 (平成17年4月21日委員会決定)

別表は、平成17年4月21日改正。但し、平成17年4月1日より施行する。 附 則 (平成18年10月20日委員会決定)

(施行期日)

1 別表は、平成18年10月20日改正。但し、別表 2 ②及び3 ②は平成18年4月1日、その他は平成18年10月1日より施行する。

(経過措置)

2 障害者自立支援法附則第48条の規定による精神障害者社会復帰施設については、改正前の別表の4 ②の規定の適用があるものとする。

附 則 (平成21年1月28日委員会決定)

別表は、平成21年1月28日改正。同日施行。

附 則 (平成24年8月6日委員会決定)

この要綱は、平成24年8月6日より施行する。

附 則 (平成26年2月7日委員会決定)

この要綱は、平成26年2月7日より施行する。

附 則 (平成27年12月21日委員会決定)

この要綱は、平成27年12月21日より施行する。

附 則 (平成31年1月16日委員会決定)

この要綱は、平成31年1月16日より施行する。

附 則(令和元年12月26日委員会決定)

この要綱は、令和元年12月26日より施行する。

附 則 (令和2年11月6日委員会決定)

この要綱は、令和2年11月6日より施行する。

別 表1 (第2条関係)

会議の所掌事務

- 1. 計画策定·検証会議
 - ①市民福祉総合計画の策定に関すること。
 - ②市民福祉総合計画の進行及び成果の検証・評価に関すること。
- 2. 福祉政策会議
 - ①市民福祉の推進に必要な施策の企画・調査に関すること。

別 表2 (第3条関係)

専門分科会への委任事務

- 1. 民生委員審查専門分科会
 - ①民生委員の適否の審査に関すること。

(社会福祉法第11条第1項)

- 2. 身体障害者福祉専門分科会(社会福祉法第11条第1項)
 - ①身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書を作成できる医師の指定の 審議に関すること。

(身体障害者福祉法第15条第2項)

②指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定及び取消についての 審議に関すること。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条、 第 68 条)

③身体障害者の障害程度の審査に関すること。

(身体障害者福祉法施行令第5条第1項)

- 3. 児童福祉専門分科会
 - ①児童の施設入所等の措置の決定及び解除についての審議に関すること。 (児童福祉法第27条第6項及び同法施行令第32条)
 - ②児童虐待事案の検討に関すること。
 - ③映画、演劇、出版物、玩具等による児童福祉の増進又は児童に及ぼす悪影響の防止を目的に、映画等を審査のうえ、推薦又は勧告すること。

(児童福祉法第8条第7項)

④ 母子福祉資金貸付金の打ち切りの審議に関すること。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条)

⑤里親の認定についての審議に関すること。

(児童福祉法施行令第29条)

⑥ 認可を受けない児童のための施設に係る事業の停止又は施設の閉鎖に ついての審議に関すること。

(児童福祉法第59条第5項)

- ⑦児童福祉施設に係る事業停止についての審議に関すること。
 - (児童福祉法第46条第4項)
- ⑧家庭的保育事業等及び保育所の認可についての審議に関すること。
 - (児童福祉法第34条の15第4項、第35条第6項)
- 4. 精神保健福祉専門分科会
 - ①厚生労働大臣の定める基準に適合しなくなった、又はその運営方法がその目的遂行のために不適切であると認めた指定病院の取消についての審議に関すること。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の9第2項)

②指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定及び取消についての審議に 関すること。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条、 第 68 条)

- ③精神保健福祉の調査審議に関すること。
- 5. 市民福祉顕彰選考専門分科会
 - ①市民福祉顕彰の候補者の選考に関すること。

(神戸市民の福祉をまもる条例第56条)

- 6. 介護保険専門分科会
 - ①介護保険事業計画の進捗状況等の把握・点検に関すること。
 - ②介護保険事業計画の策定のための調査審議に関すること。
 - ③高齢者保健福祉計画の策定のための調査審議に関すること。
- 7. 成年後見専門分科会
 - ①成年後見制度の利用促進に関すること。

(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項)